

(1) 優良農地の確保に努めます！！

【現状と課題】

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する優良農地や農業生産基盤整備事業の対象地の優良な農地については、農業振興地域の農用地区域として設定し、良好な状態で維持保全し、かつ有効利用を図ることが重要です。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、自然環境の保全、良好な景観の形成など多面的な機能を保持していく上でも重要です。

国においては、「食料・農業・農村基本法」において、国内の農業生産に必要な農地の確保及びその有効利用を図ること。「食料・農業・農村基本計画」では、主要品目ごとの生産数量目標とともに必要となる作付面積、耕地利用率及び農地面積が示されている。

今後、農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適切な運用と諸施策を通じた農用地等の確保のための取組を推進していく必要があります。

【5年後の目標】

農業振興地域農用地区域内の面積

(平成22年度) 7,237ha ⇒ (平成28年度) 7,408ha

【展開する施策】

宮崎市農業委員会、各土地改良区及び宮崎中央農業協同組合などとともに、農業振興地域の整備に関する法律・農地法の適正な運用により優良農地の確保に努めます。

- 農業振興地域整備促進事業を推進し、農用地区域への積極的な編入を図り、優良農地の確保に努めます。
- 適正な土地利用を推進することにより、農地の不適切な利用を是正し、良好な営農条件を確保します。

【推進体制】

宮崎市適正土地利用対策会議

宮崎市適正土地利用推進に係る指導方針に基づき、関係機関が一体となって適正な土地利用がなされていない違反案件に対する是正指導を行っています。適正な土地利用と良好な都市環境、農業生産及び生活環境の保全を図るために、未然防止策・是正指導方針・処分方針・市独自の制裁措置を定めています。



農業委員・市関係部局による農地パトロール

(2) 耕作放棄地の解消と未然防止に努めます！！

【現状と課題】

農産物価格の低迷や農家の高齢化、相続の多様化などにより、耕作放棄地は増加傾向にあります。荒廃した農地はそのままでは利用困難となり、病虫害発生のおそれとなり、有害鳥獣の被害を拡大させ、地域の農業について様々な問題となります。

食料の安定供給を行い、食料自給率の向上を図るには、優良農地の確保と有効利用を進めるために、耕作放棄地の解消および発生防止が喫緊の課題となっています。

【5年後の目標】

『耕作放棄地』を解消し、担い手に集積させる農地の面積 (注)
(平成28年度までに) 72.5ha

(注)農用地区域内にあり、かつ、人力や農業機械等で解消可能な『耕作放棄地』であり、優先的に解消し、担い手への農地集積を推進すべき面積

【展開する施策】

関係機関が連携して、所有者等への農地制度・関連施策の周知及び早期指導に取り組み、認定農業者等への農地利用集積を推進することにより、農用地区域を中心に耕作放棄地の解消と発生を未然防止に努めます。

また、耕作放棄地全体調査の実施により耕作放棄地を把握し、実情に応じた解消方法を検討します。

○耕作放棄地の発生抑制対策

- ・意欲ある多様な農業者への農地の利用集積を推進し、未然防止を図る。
- ・農業生産基盤整備事業により良好な営農条件を確保し、農地の荒廃化を防ぐ。
- ・戸別所得補償制度による農業経営の安定化を図り、農地の遊休化を抑制する。

○耕作放棄地の再生対策

- ・耕作放棄地を再生利用するための対策を推進する。
- ・人力や農業機械等で解消可能な耕作放棄地を重点的に解消に取り組む。



遊休化した農地



再生された農地

(3) 次代を担う農業経営体への農地集積を加速化させます！！

【現状と課題】

高齢化による農家の減少や非農家への農地相続の増加、また、たばこ廃作による不耕作地の増加及び離農が懸念されるなか、優良農地の「担い手」への確実な継承が必要です。

また、国では「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」の中で、7つの戦略を5年間で集中展開することとしており、その戦略のひとつに「新規就農の増加と規模拡大の加速」を掲げています。

規模拡大に向けて面積 20～30ha の土地利用型農業経営体育成のためには、本市の実情に即した農業法人や認定農業者などの、次代を担う農業経営体を確保・育成する必要があります。

【5年後の目標】

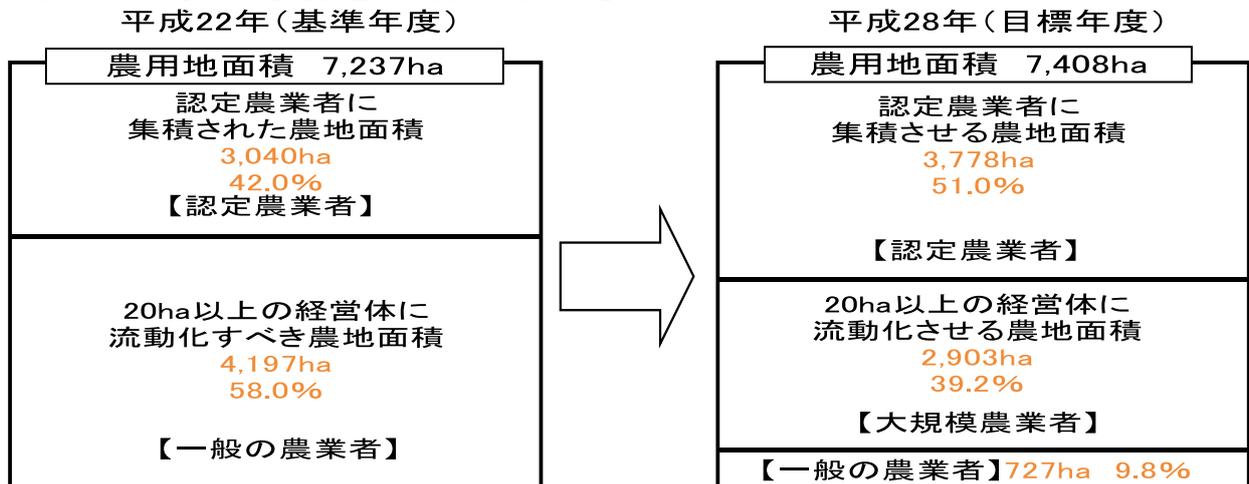
認定農業者が地域の農用地の利用に占める面積シェア	
(平成 22 年度) 42.0%	⇒ (平成 28 年度) 51.0%
経営面積が 20ha 以上の土地利用型経営体が地域の農用地の利用に占める面積シェア	
(平成 22 年度) 0.0%	⇒ (平成 28 年度) 39.2%

【展開する施策】

集落ごとに作成する「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」により、地域農業の中心となる担い手に対し、農業委員会やJA等と連携を図りながら、農地の確実な集積を推進します。

- 農業経営基盤強化促進事業や農地移動適正化あっせん事業、農業制度資金などを有効活用し、農地集積を推進します。
- 農地利用集積円滑化事業を活用した農地集積を推進します。
- 戸別所得補償経営安定推進事業・農地集積協力金を活用し、経営転換・高齢による廃作・相続により分散した農地を、農地利用集積円滑化団体(JA宮崎中央)を介して、「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に位置づけられた地区の経営体に農地を集約します。

宮崎市における農地集積の考え方



(4) 農業の持続的発展を支える生産基盤の整備に努めます！！

1) 農業用水の安定供給と畑作かんがい営農の推進

【現状と課題】

「国営大淀川左岸・右岸地区土地改良事業」が平成16年度に、また、「国営綾川二期土地改良事業」が平成22年度に完工し、現在ではこれらの国営事業の計画と合わせ実施されてきた「畑地かんがい施設整備」等の基盤整備事業により、畑地かんがい対象面積の約49.9%にあたる792haに豊かな水が供給できるようになりました。

基盤整備の終了した畑地帯の受益地では、以前の天水を基にした作付け品目の限られた営農から、施設園芸や新品目の導入が可能になる等、営農形態の多様化が図られるようになっていきます。

【5年後の目標】

畑地かんがい施設整備完了地区の受益面積

(平成22年度) 792ha (49.9%) ⇒ (平成28年度) 1,076ha (67.8%)

【重点推進地区】

中央地区、住吉地区、生目地区、北地区、田野地区、高岡地区、清武地区

【展開する施策】

国営事業計画区域等を中心とした畑地帯で、多様な作物に対応できるまとまりのある優良農地の基盤整備により規模拡大を推進していきます。

また、加工・業務用野菜等の土地利用型農業の展開を支える作業効率の高い生産基盤の整備促進や良好な畑土づくりを目的とする排水対策を考慮した基盤整備にも努めていきます。

- 畑作物の振興計画を基に、関係部署との連携・調整を図りながら、基盤整備の実施計画策定に取り組めます。
- 畑作物振興計画における重点作物の試験導入のための実証圃を整備します。
- 作物導入の可能性を検討し、本格実施へ向けた基盤整備を進めます。
- 畑地かんがい用水導入地区における利用状況の把握と効果の検証を行います。



スプリンクラーによる散水

2) 多様な農業の発展を支える生産条件の強化

【現状と課題】

基盤整備については、これまで計画的に推進してきましたが、全国平均と本市を比較するとまだ低い水準にあります。

特に近年では担い手の減少、高齢化、耕作放棄地の拡大などが進行しており、施設園芸を中心とする土地集約型農業と土地利用型農業を併せて推進するためには、多様な担い手育成に加え、効率的な農業経営を可能にする生産基盤の整備が更に望まれます。

【5年後の目標】

農業生産基盤整備事業による整備率

	水田面積	整備面積	整備率
平成 22 年度	6,180ha	2,140ha	34.6%
平成 28 年度	6,180ha	2,320ha	37.5%

【展開する施策】

水田の大区画の整備による、生産コストの低減、農地の集積による営農の効率化や農作物の品質向上を推進し、担い手農家の育成、耕作放棄地の解消に努めます。

また、農産物輸送の効率化による生産性の向上とともに、担い手の規模拡大や多様な出荷形態に対応できる農道の整備を推進します。

- 営農の効率化や担い手の規模拡大推進のため基盤整備モデル地区を設定します。
- 農地の利用集積や集落営農組織等の多様な担い手育成、確保についての検証を行います。
- 土地改良区と連携し、地域の実情や営農のニーズに合わせた整備水準と整備方針について検討し、本格実施へ向けた基盤整備を進めます。
- 県や道路関係部署と連携を図りながら、現在計画している基幹農道整備事業などの大規模路線の早期完成に努めます。
- 県単・市単農道整備事業により、ほ場整備区域内の幹線的な農道を中心に整備を進めていきます。

基幹農道整備事業計画路線

路線名	所在地	事業期間
巨田4期	佐土原	H18～H25
楠見3期	高岡	H22～H27
小田元4期	高岡	H22～H27
北今泉3期	清武	H17～H24



ほ場整備の完了した跡江地区

(5) 土地改良施設の維持管理に努めます！！

【現状と課題】

農業用排水路、農道、ため池、頭首工、排水機場などの土地改良施設は、安定的な農業生産に重要な役割を果たすとともに、水源のかん養、さらには、水辺空間の形成など多面的な機能を有しています。

これらの土地改良施設のうち、基幹的施設(広沢ダム、岩前頭首工、天神ダム、幹線導水路)については、農林水産省から宮崎市などの2市1町に管理委託され、国の制度事業を活用しながら、適切な管理を行っています。

また、その他の土地改良施設の管理は、現在、土地改良区や水利組合などで行っていますが、最近の担い手不足や高齢化などによって施設の維持管理や更新が不十分となっており、施設機能や耐用年数の低下が危惧されています。

これらの土地改良施設の機能を将来にわたって維持するためには、施設の効率的で適正な維持管理と計画的な更新が必要となります。

本市の基幹的施設

施設名	ダム	頭首工	排水機場
施設数	2施設	1施設	6施設

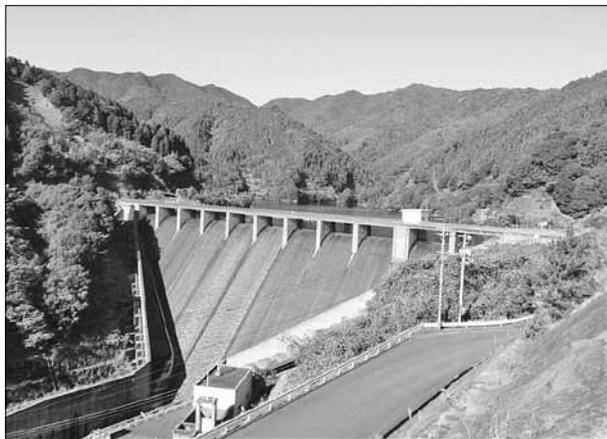
土地改良区等の基幹的施設

施設名	ため池	頭首工	揚水機場	農道
施設数	280施設	6施設	11施設	793km

【展開する施策】

施設の維持管理のために必要な点検・機能診断を行う事業や老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新などの活動を支援する事業を活用しながら、適正な土地改良施設の管理を進めます。

- 施設の現況を調査し、現状把握を行います。
- 予防計画を作成し、対策工事等を検討します。
- 国県の制度事業を活用しながら整備を推進します。



広沢ダム



天神ダム